

Q 隣家で息子が高齢の親に暴力?

お隣のおばあさんは息子さんと2人で暮らしているのですが、最近腕や脚に大きなアザができていたり、お宅からおばあさんをどなりつける息子さんの声や投げつけた物が壊れる音が聞こえたりして、どうやら息子さんに暴力を振るわれている様子です。心配ですが、息子さんに直接聞くのは、はばかられますし、一体どうしたらよいでしょうか。



もし同居する息子さんがそのおばあさんに暴力を振るったり、大声で暴言を吐いて心理的に傷つけたりするような行為を行っていれば、それは「高齢者虐待」です。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称・高齢者虐待防止法)では、

各市町村には「地域包括支援センター」などの高齢者虐待の相談・通報窓口が設置されています。通報を受けた市町村は、虐待の有無について事実調査をしたります。

家庭内での高齢者虐待は、被害者本人から身内による虐待を申告したり、周りに助けを求めたりする方が、なかなか難しい実情があります。発覚

虐待迷わず通報を

高齢者虐待に気づいた人に通報の義務があることが明記されています。

お年寄りに対し、例えば暴行してけがを負わせるなど身体的虐待、必要な介護や世話をせず放棄・放置するネグレクト、ひどい暴言によって傷つけるような心理的虐待、わいせつ行為をしたりさせたりする性的虐待、お年寄りの財産を不

上で、虐待があると認定した場合はお年寄りを保護するなど必要な措置を講じます。近所トラブルになることを心配して通報をためらうかもしませんが、通報を受けた自治体などは通報した人の情報を漏らしてはいけないことになってしまます。虐待をしてしまっている家族側も、介護疲れなど

が遅れ、ひどい事案だと被害を受けているお年寄りが亡くなってしまうなど重大な結果が生じてしまうこともありますので、地域の皆さんを見守りが大切です。

虐待に気づいた場合は、ぜひ相談や通報をためらわずに行っていただきたいと思います。

(回答=南川麻由子弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」